

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和4年4月8日(金)午後1時30分
2. 開 会 令和4年4月8日(金)午後1時30分
3. 開 議 令和4年4月8日(金)午後1時30分
4. 閉 会 令和4年4月8日(金)午後2時00分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1番 尾崎 義治	2番 市川 博	3番 本田 勉	4番 後呂 豊
5番 栗栖 一	7番 鈴木 隆文	8番 藤原 久恵	10番 小野 真一
11番 清水 哲治	12番 杉谷 孫司	13番 柏木 彰文	14番 楠本 徹男
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

6番 木戸 孝	9番 南 喜久治
---------	----------
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局長 古守 繁行	係長 尾原 圭	主査 大平 真也	主任 石川 智寛
----------	---------	----------	----------
9. 議事日程

議題

報告第 3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第10号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から4月の農業委員会を開催させていただきたいと思えます。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。局長より報告願います。

局長 職員人事異動において農業委員会より榎本係長が上下水道課へ異動となり、税務課より尾原係長が後任となりました。また、農業委員会より宮山主査が生活環境課へ異動となり、日置川事務所の石川主任が後任となりましたのでご挨拶させていただきます。～各職員挨拶～
また、農林水産係でも異動がありました。農林水産係の阪本主任が総務課へ異動となり、生活環境課より山本主任が後任となりましたのでご挨拶させていただきます。～職員挨拶～それでは、退席をさせていただきます。
～職員退席～

議長 それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、6番の木戸 孝委員、9番の南 喜久治委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の本田 勉委員と10番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

3番委員

9番委員

はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第3号 農地法第5条の規定による許可について、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第3号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和4年3月11日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分いたしましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告いたします。1番についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、サービス付き高齢者向け住宅です。3月25日付けで許可し日付を抜いていますが、3月30日付けで交付しています。

続きまして2番についてご報告いたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、レンタル車両保管所です。3月25日付けで許可し日付を抜いていますが、3月30日付けで交付しています。以上ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員

意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第3号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして議案第10号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定についてを上程いたします。地籍調査室から説明願います。

地籍調査室 ～説明 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について～

議長 地籍調査室より説明がありました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2筆とも果樹や野菜を栽培されていまして、異議ありません。

議長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第10号につきましては、承認することに決定致します。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～地籍調査室 退席～続きまして、議案第11号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第11号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇で、地目は字〇〇が、台帳、現況ともに畑、字〇〇が、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、163㎡、886㎡の、合計1,049㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲受人においては、近隣に自身の耕作農地があり、営農規模拡大のため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢で農作業が困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受

人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、66,457.95 m²となります。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第11号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可についてを上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第12号 農地法第5条の規定による許可についてをご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は168 m²です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については、相続により当該地を取得したが、管理することが困難だったため、本申請にいたしましたとのことで、譲渡人については、息子の居住先を訪れた際に駐車場がなく、当該地を駐車場用地として利用することを考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は182㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については、相続により当該地を取得したが、管理することが困難だったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、当該地付近で居住用地を探しており、双方で話がついたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区、2番については〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番については、1メートルくらい高台になっているので、造成費がかなりかかると思いますが、実施することであれば異議ありません。2番については、隣接する農地を所有されている方が同意していると確認をしておりますので、異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第12号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

の決定について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

はい。議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は3件、11筆で、7,328㎡となっております。1番と2番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は781㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇、〇〇で、現況地目はそれぞれ田、面積は1,031㎡、460㎡の合計1,491㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年5月1日から7年8ヶ月の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ1,423㎡、436㎡、846㎡、400㎡、122㎡、442㎡、578㎡、809㎡の、合計5,056㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年5月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は梅栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ありません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 付近一帯を耕作いただいておりますので、異議ありません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と〇〇委員と確認しました。異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第13号につきまして、計画の決定を承認致します。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～令和4年度農業委員会当初予算について
～JR等への草刈の要望について
～令和3年度農地中間管理事業による農地借入実績について
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年5月13日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
楠本会長は、午後2時00分に閉会を宣した。
閉会終了 午後2時00分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。